

(10) 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
54 人	179,584 千円	31,553 千円	62,605 千円	273,742 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
290,479 円	342,818 円	49 歳	279,200 円	386,364 円	33 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	213,100 円 県行政職1級13号
	高校卒	192,500 円 会長が別に定める
専門職	大学卒	237,600 円 体育指導員・スポーツ指導員

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	237,600 円	258,100 円	291,100 円	306,700 円	
	高校卒	213,100 円	242,000 円	280,300 円	－ 円	
専門職	大学卒	251,800 円	274,400 円	300,300 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳								
期末手当 勤勉手当 (県の規程に準ずる)	〔支給割合〕								
	区 分	期末手当	勤勉手当						
	6 月期	1.2625 月分 (0.69084)	0.9625 月分 (0.456797)						
	12月期	1.2625 月分 (0.69084)	0.9625 月分 (0.456797)						
	計	2.525 月分 (1.38168)	1.925 月分 (0.913594)						
	(注1) 勤勉手当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができることとする。なお、期末手当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。								
	(注2) () 内の数値は、再雇用等職員に適用される支給割合。								
	職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置								
	(注3) 加算措置について再雇用等職員を除く。								
	〔令和7年度実績〕								
<table><tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>1人当たり平均支給額</td></tr><tr><td>62,604,836 円</td><td>54 人</td><td>1,159,349 円</td></tr></table>			支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	62,604,836 円	54 人	1,159,349 円	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額							
62,604,836 円	54 人	1,159,349 円							
退職手当	〔支給率〕								
	退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。								
	(注) 再雇用等職員にはこれを支給しない。								
	〔令和7年度実績〕								
時間外勤務手当	〔令和7年度実績〕								
	<table><tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>1人当たり平均支給年額</td></tr><tr><td>10,596,675 円</td><td>48 人</td><td>220,764 円</td></tr></table>			支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	10,596,675 円	48 人	220,764 円
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額						
	10,596,675 円	48 人	220,764 円						

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長 給与月額16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額 施設長 50,000 円 事務局次長 30,000 円 リーダー 20,000 円 主幹 20,000 円 施設次長 20,000 円 （注）ただし、再雇用等職員については支給しない。 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	1人当たり平均支給月額
		1,920,000 円	8 人 20,000 円
扶養手当 （県の規程に準ずる）	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	
		イ 子	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	1人当たり平均支給月額
		6,866,500 円	27 人 21,193 円
住居手当 （県の規程に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	1人当たり平均支給月額
		2,133,000 円	8 人 22,219 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規程に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり 5,000 円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		6,227,440 円	49 人 10,591 円
体育指導員 手当	会長が別に定める体育指導員及びスポーツ指導員	支給額	給与月額15/100を乗じて得た額を支給する。
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		3,809,790 円	8 人 39,685 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
会長	150,000 円	なし	
専務理事	319,000 円	6 月期 1.123 月分 12月期 1.123 月分	
理事	－ 円	なし	評議員会又は理事会出席報酬 (会長及び常勤役員は除く) 1 回あたり3,000円
監事	－ 円	なし	監査報酬 1 日あたり30,000円

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,544,474 円	1 人	378,706 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,800,000 円	1 人	150,000 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額・時給	賞与支給率
一般事務職 (常勤)	160,400 円以上	6 月期 0.70 月分 12月期 0.70 月分 (1.00) (1.00)
一般事務職 (非常勤)	時給 1,070 円	6 月期 0.35 月分 12月期 0.35 月分

(注) () 内の数値は、無期常勤嘱託職員に適用される支給割合。

〔令和7年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
89,501,193 円	43 人	173,452 円

(注) 常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	一般職大学卒 213,100円 一般職高校卒 192,500円 専門職大学卒 237,600円	一般職大学卒 201,300円 一般職高校卒 180,500円 専門職大学卒 225,900円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分 12月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略	
	ウ 特別急行列車等利用略	ウ 特別急行列車等利用略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 ①通期手当加算 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給《指定公署》 公署及び所在地 (1)本庁のうち、所在地が右欄のもの 鳥取市東町一丁目220、鳥取市東町一丁目271 ②パークアンドライド 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	
役員報酬 (専務理事)	319,000円	316,000円	再雇用等職員の給与見直しに準じた改正
期末手当 (専務理事)	6月期 1.123月分 12月分 1.123月分	6月期 1.085月分 12月期 1.085月分	再雇用等職員の給与見直しに準じた改正
(2) 適用日 令和7年4月1日（役員報酬、期末手当（専務理事）） 令和7年12月1日（期末・勤勉手当） 令和8年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当、通勤手当）			